

令和元年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第1回>
議事概要

令和元年9月25日

近畿中国森林管理局
コンプライアンス推進本部

1. 開催日時

令和元年9月4日（水）14:00～15:20

2. 場 所

近畿中国森林管理局 第3会議室

3. 出席者

（本部長）近畿中国森林管理局 高野浩文 局長

（本部員）小柴学司 公認会計士・税理士

（近畿中国森林管理局入札監視委員会委員）

福田 正 弁護士

藤田充也 弁護士

横田直和 関西大学法学部教授

（近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員）

近畿中国森林管理局 平野均一郎 次長 ほか11名

4. 議 事

(1) 推進本部の事務局から次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
- ・令和元年度 第1回推進本部巡回指導（キャラバン）実施結果
（局・署等職員への身近で起こり得る事象を事例にしたケーススタディの実施及び職員との意見交換）
- ・令和元年度 第2回推進本部巡回指導（案）

(2) 本部員からは次のような意見が出された。

- ・ 不当な働きかけがあった場合に局へ報告することとなっているが、報告後、入札や業者の処分などがどうなるか分かっていないと対応に躊躇することが想定される。報告後、どういう場合があり、どうなっていくのか職員に対してその点をきちんと説明すること。
- ・ 不当な働きかけを報告することは組織だけでなく職員自身の身を守ることとなり、きちんと仕事をした証明ともなる。
- ・ 倫理規程について、理解度に不安を感じている人がいるとのことだが、そのような人は問題意識を持っているので大丈夫である。独りよがりでは自信を持っている人が危ない。
- ・ 広島事案や奈良事案という名前を用いて指導していることについて、事件から数年がたっており、事案名を出すことに抵抗感を持つ者がいるとのことだが、コンプライアンスの定着はしつこく繰り返し行うことが重要であり、今後も具体名を伝えていくことが必要である。
- ・ キャラバンの内容は、ケーススタディだけで固定化させるのではなく、やり方を考えて常に新鮮さを維持すること。
- ・ 今回のキャラバンで使用した2つの事例は同じレベルだったので、インパクトのある事例も入れるとメリハリがついていいのではないかと。